

休学について

休学を願い出る場合は、事前に以下の事項をよく確認した上で、「休学願及び確認書（休学）」を提出してください。

1. 保護者とよく相談し、同意を得ること。※社会人学生及び外国人学生は、適用されません。
2. 授業料の未納がある場合、休学願は受理されないこと。また、一度納入した授業料については、返還されないこと。
3. 前期・後期の当初から休学を希望する場合は、前月の25日（土日祝に当たる場合はその前日）までに休学願を提出し、月末までに承認される必要があること。
4. 5月又は11月から休学する場合は、前月の25日（土日祝に当たる場合はその前日）までに休学願の提出が必要であり、提出前に、4月分又は10月分（1か月分）の授業料を納付しなければならないこと。
5. 休学期間は、当該年度限りであることから、年度を跨いで休学願は受理できないこと、また、翌年度も引き続いて休学する場合は、所定の時期に再度休学願を提出しなければならないこと。
6. 休学した場合は、当該期及び通年科目の単位は全て認定されないこと。
7. 学部学生においては、不可（0点を除く）となった単位数に応じて40単位を超えて履修することができるのは、翌年度に限られるため、1年間休学した場合は該当しないこと。
8. 学部1、2、3年次の学生は、当該年度に休学履歴がある場合、翌年度も同じ学年を1年間修学しなければ進級できないこと。
9. ゼミに所属している場合は、事前に指導教員に休学することを伝え、履修について相談すること。
10. グローカルコースに所属している場合は、事前に履修指導教員（アドバイザー）に休学することについて相談すること。
11. 学生生活上の不安がある場合は、学生何でも相談室に相談すること。
12. 特別修学支援室に所属している場合は、特別修学支援室に相談すること。
13. 休学により留年した場合、日本学生支援機構給付奨学生以外については、特別な事情があると認められない限り、授業料免除の対象とはならないこと。
※詳細及び日本学生支援機構給付奨学生については、学生支援課学生支援係に確認してください。
14. 日本学生支援機構又は民間企業等の奨学生である場合は、学生支援課学生支援係に申し出た上で、所定の手続を行わなければならないこと。（現在、奨学金が休止・停止中で、振込がなされていない場合を含む）
15. 休学理由が「私費留学」、「海外研修」、「海外ボランティア」、「海外インターンシップ」等、海外へ渡航する場合は、事前に学生支援課国際交流室に出発届、留学中における国内及び国外の連絡先等並びに日程表及び海外旅行傷害保険に加入したことを示す書類を届け出なければならないこと。
16. 外国人留学生の場合は、事前に学生支援課国際交流室に届け出なければならないこと、また、休学期間中は、「留学」の資格のまま日本国内に在留できないこと。

1. 学則（休学関係部分のみ抜粋）

【小樽商科大学学則】（学部学生の場合）

第33条 学生が疾病その他の理由により3か月以上修学できないときは、願い出により許可を得て、休学することができる。

- 2 前項において、特別な理由があるときは、願い出により許可を得て、引き続き休学することができる。
- 3 休学期間は、当該年度限りとする。
- 4 休学期間は、通算して3年を超えることができない。
- 5 休学期間は、第13条に規定する在学期間に算入しない。

【小樽商科大学大学院学則】（大学院生の場合）

第38条 疾病その他やむを得ない理由により修学できないときは、許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学が不相当と認められた者に対しては、休学を命ずることがある。
- 3 休学の理由が消滅したときは、許可を得て復学することができる。
- 4 休学の期間は、博士前期課程及び専門職学位課程は2年を、博士後期課程においては3年を超えることができない。
- 5 休学の期間は、在学年数に算入しない。